

令和6年1月19日

（名称）竜王町地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称				
竜王町地域内フィーダー系統確保維持計画				
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性				
<p>竜王町は町内に鉄道駅がなく、町外の鉄道駅（JR近江八幡駅やJR野洲駅）を拠点とする路線バスが幹線交通として6路線（8系統）が町内を運行し、主に通勤・通学をはじめとする広域移動を担っている。しかしながら、路線バスは主に町内の大規模事業所や商業施設（アウトレットモール）への路線が主体となっており、主に南北方向に運行している。町の中心部のタウンセンターに乗り入れている路線は2路線（岡屋線、八幡竜王線）のみで、かつ町内を東西に移動する路線がないことから、町内移動に利用できる公共交通が乏しい状況にある。</p> <p>また、本町の特徴として小規模集落が点在しており、自宅からバス停までが近くない（バス停利用圏300mに設定）状況で、公共交通空白地の人口は、町全体の32%を占めている。</p> <p>竜王町では、人口減少に歯止めをかけ、かつ超高齢化社会に対応するため、「竜王町コンパクトシティ化構想」を策定し、中心核のにぎわい創出と同時に、中心核を交通拠点として位置づけ、地域と中心核を結ぶ交通ネットワークの確保を目指しており、新たな移動手段の運行が求められている。</p> <p>これらの状況のもと、令和元年度に竜王町交通計画を策定し、町内移動を担う新たな移動手段として、令和2年10月から予約制乗合ワゴン「チョイソコリゅうおう」の実証運行を開始した。運行開始から6ヶ月間は多くの方に利用していただくため、運賃免除で運行し、令和3年4月から有償運行に変更したが、引き続き高齢者を中心に通院・買い物等に多く利用され、町内の移動手段として定着しつつあることから、令和4年4月から本格運行を開始した。</p> <p>今後は、より高齢化に伴う課題が増加する中、日常生活において安心・安全に利用できる移動手段として、存続させていくことが必要である。</p>				
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果				
(1) 事業の目標				
■チョイソコリゅうおう				
10月～9月	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1日当たり利用者数 (人/日)	16.0	17.0	19.9	19.9
※コロナ禍における生活支援として、令和4年7月～令和5年3月まで運賃無償				
(2) 事業の効果				

公共交通空白地が解消され、高齢者等交通弱者の通院や買い物といった町内の移動手段が確保されるとともに、中心部であるタウンセンターへの交通ネットワークがもたらされることにより、町の活性化につながる。

また、中心核を路線バスとの乗り継ぎ拠点とすることで、路線バスの利用促進につながるとともに、町内全域から町外への移動手段が確保される。

### 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・「チョイソコ通信」の発行・町民への配布（協議会）
- ・町内事業所を対象としたサポーター開拓（協議会）
- ・路線バスとの乗り継ぎ割引券の配布（協議会、事業者）
- ・停留所の新設・変更（協議会、町民）
- ・Webによる予約（協議会）
- ・回数券割引による利用促進（協議会、事業者）

### 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者

表1を添付。

### 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

竜王町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

### 6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

近江タクシー株式会社

### 7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

該当なし

### 8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要 【地域間幹線システムのみ】

該当なし

### 9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線システムのみ】

該当なし

### 10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期

及びその他特記事項 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 <b>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</b>
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>
表5を添付。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果

該当なし	
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
20. 協議会の開催状況と主な議論	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年6月24日（R3 第1回） 地域内フィーダー系統確保維持計画の協議・承認</li> <li>・令和4年1月27日（R3 第2回） 地域内フィーダー系統確保維持計画変更の協議・承認</li> <li>・令和4年6月22日（R4 第1回） 地域内フィーダー系統確保維持計画の協議・承認</li> <li>・令和5年2月13日（R4 第2回） 地域内フィーダー系統確保維持計画変更の協議・承認</li> <li>・令和5年6月5日（R5 第2回） 地域内フィーダー系統確保維持計画の協議・承認</li> <li>・令和5年11月30日（R5 第3回） 竜王町地域公共交通計画（骨子案）審議</li> <li>・令和6年1月19日（R5 第3回） 竜王町地域公共交通計画（素案）審議 地域内フィーダー系統確保維持計画変更の協議・承認</li> </ul>	
21. 利用者等の意見の反映状況	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者アンケートや住民ヒアリングにより、意見や課題を把握し、運賃免除期間終了に併せて回数券の販売開始や停留所の新設を行うなど利便性向上につとめたほか、運行事業者へのヒアリングを行い、双方向マイクを設置するなど車両の改善を行っている。</li> <li>・住民を含む協議会で住民や利用者の意見を把握し、利用者等の意見を反映している。</li> <li>・実証運行期間中の利用者からの要望を受けて運行時間を延長した。</li> <li>・会員アンケートで要望の多かった町外の JR 篠原駅へ乗り入れを開始した。 （竜王町民のみの利用に限る点については変更なし。）</li> </ul>	
22. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	滋賀県土木交通部交通戦略課
関係市区町村	竜王町副町長
交通事業者・交通施設管理者等	近江鉄道株式会社、滋賀タクシー株式会社、 近江タクシー株式会社、滋賀第一交通株式会社、 株式会社永源寺タクシー、一般社団法人滋賀県バス協会、 一般社団法人滋賀県タクシー協会、滋賀県東近江土木事務所、 滋賀県近江八幡警察署交通課、竜王町産業建設主監
地方運輸局	国土交通省近畿運輸局滋賀運輸支局
その他協議会が必要と認める者	滋賀県立大学准教授、竜王町老人クラブ連合会、 竜王町社会福祉協議会、竜王町商工会、 竜王町自治会連絡協議会、竜王町民生委員児童委員協議会、 私鉄労働組合滋賀県協議会、滋賀県タクシー労働組合連絡協議会、 竜王町総務主監、竜王町住民福祉主監